

## 青木村特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の電話による特殊詐欺、悪質商法等の被害（以下「被害」という。）を未然に防止するため、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特殊詐欺等被害防止対策機器」とは、被害を防止することを目的として製造された装置であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)次に掲げる方法その他の方法により被害を引き起こす可能性のある電話の着信に係る対策が施された電話機であって、通話の内容を自動的に録音する機能を持つものをいう。

ア 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促すこと。

イ 着信の相手方に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行うこと。

(2)電話機に接続して用いる装置であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有する装置

(3)電話機に接続して用いる装置であって、被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するもの

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者をいう。

(1)青木村内に住所を有すること。

(2)満65歳以上であること。

(3)前2号の規定に該当する者が居住する村内の住居に設置すること。

(4)村税等の滞納がないこと。

(対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置に要した費用	2分の1以内。ただし、5,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、対象者の属する世帯につき1台までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1)領収書その他の支払いをしたことを証する書類

(2)その他村長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）青木村長

申請者 住所

氏名 ⑩

連絡先（電話番号）

青木村特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付要綱により、次のとおり特殊詐欺等被害防止対策機器を購入したので実績報告をするとともに補助金を交付されるよう申請します。

なお、この申請に係る資格確認のため、村が公簿等により確認することに同意します。

1 申請者氏名

生年月日 年 月 日（満 歳）

2 購入機器について

製造メーカー	
商品名	
型番等	
設置完了年月日	
機器を設置した電話番号	
購入金額	

3 交付申請額 円

備考 領収書は、原本のみ有効です。商品名、購入金額、購入日及び販売店が明記されている領収書を添付してください。

補助金交付請求書

(請求先) 青木村長 様

請求者  
住 所 青木村大字

ふりがな  
氏 名

印

青木村特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金を下記のとおり請求します。

補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込先金融機関	金融機関名 銀行・金庫	支店／支所名 支店
	組合・農協	支所
預金種目・口座番号	預金種目 (いずれかに○) 普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

振込口座は、請求者（申請者）の口座としてください。

納税等状況調査同意書

年 月 日

(あて先) 青木村長 様

【申請者 (調査対象者)】

住 所 青木村大字

ふり がな  
氏 名

㊞

生年月日

私は、青木村特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金の交付に関し、村税等の納付状況について、青木村が関係公簿等を調査することについて同意します。

調査に同意する税目等

- (1. 住民税 2. 固定資産税 3. 軽自動車税 4. 国民健康保険税 5. 上下水道料金  
6. 情報告知端末利用料 7. 村営住宅使用料 8. 介護保険料 9. 後期高齢者医療保険料)

【担当課確認欄】

	滞納なし	滞納あり	該当なし
1. 住民税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 固定資産税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 軽自動車税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 国民健康保険税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 上下水道料金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 情報告知端末利用料金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 村営住宅使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 介護保険料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 後期高齢者医療保険料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

総務企画課	税務会計課	建設農林課	商工観光移住課	住民福祉課